

防 火 線 刈 払 特 記 仕 様 書

区域内にある雑草、笹、雑灌木等の刈り払いを行うものとし、作業方法は以下による。

1. 刈払方法は全刈とする。
2. 刈払高は地際から 30 c m以内とし、できるだけ地際に近い位置とすること。
3. 事業内訳書記載の刈幅は平均幅であり、現地の状況により増減があることから、監督職員の指示に基づき実行すること。
4. 刈払した雑草や笹、雑灌木等は、国有林側に寄せて防火線の機能を維持できるように幅 10m以上の空間を確保すること。また歩道の妨げとならないよう適切に処理しておくこと。
5. 事業区域は民有地と隣接しているため、民有地を誤って刈払うことのないようにすること。また、民有地への刈払い物等の落下がないよう境界線に沿って刈払いを行うこと。
6. 事業区域内にある境界標等（境界杭等）を損傷しないよう、あらかじめ位置を明らかにしてから、周囲の刈払いを行うこと。また刈払い物等を被せないこと。
7. 事業区域前後には「作業実施中」等の表示板を設け、通行人に対し注意を促すこと。また、状況に応じ「立入禁止」の措置をし、作業を行うものとする。
8. 実施にあたり問題が生じるおそれがある場合、事前に監督職員の指示を受けること。その他不明な点は、事前に監督職員と協議のうえ、実行すること。

